

集団活動の意義—校外を意識して—

佐々木 隆

プロローグ

2019年より新しい教育課程がスタートするにあたり、2017年度末に再課程認定の申請書を文科省に提出、その後2018年度に承認される。教職課程は学習指導要領の改訂と連動し、教育職員免許法施行規則改正を受けて変更される。ここでは中等教育（中学校・高等学校対象の教職課程）での集団活動（総合的な学習の時間及び特別活動）を取り上げ、特に校外での活動を行う意義等について考察する。

1 教育基本法と校外活動

教育基本法は日本国憲法に則り教育の基本を制定し、これを振興するために定められた法律である。教育基本法には「校外学習」という用語は用いられていないが、学校外での学習という観点から（社会教育）第十二条と（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）第十三条は特に関連するところである。（下線筆者）

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力

に努めるものとする。

図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設といったハード面と学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力といったソフト面が校外学習には必要であるとういことだ。その他の関係者とは具体的にどのように考えるべきだろうか。「就業やボランティアにかかわる体験的な学習」は校内ではなく、校外学習によってその教育的効果が最大限に生かされることになる。校外学習は生徒が社会の構成員として向き合う機会となり、友人関係、ホームルームでの活動、クラブ活動、生徒会活動といった限られた関係性から、生徒自身の親の世代、あるいはそれ以上の異世代間交流を行う機会となる。就業体験となれば、人間の食生活を直接支える第一次産業はもちろんのこと、企業等での体験となる。知識や経験を広げるために、個人や団体の工場施設等の社会科見学とは異なり、実体験が伴う。郷里や地元の理解を深めるために地場産業に注目する場合もあれば、教育基本法（教育の目的）第二条の二「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」に則り行われる場合もあろう。これには農業従事者及び企業等の協力が必要である。ボランティアについては環境の維持のための清掃活動から児童福祉施設や社会福祉施設でのふれあいを必要とする体験活動も想定される。教育基本法（教育の目的）第二条の三「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」及び四「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」にも謳われている通りである。活動の内容によっては集団活動となり、特に特別活動の趣旨に最も適する学習となる。

2 特別活動の歴史

総合的な学習の時間は小学校・中学校では2002年度、高等学校では2003年度から実施されているが、その歴史は浅い。これに対して特別活動の歴史は複雑である。その原点は明文化されていなかった。明治時代には授業以外の教育活動としても位置付けされていなかったが、儀式的行事、体育的行事、旅行的行事、文化的行事、奉仕的行事として実際された。1874年には海軍兵学寮で体育競技会が行われた。これは日本で最初の運動会とも言われている。1886年には東京高等師範で長途遠足が実施された。当初は軍事教練的な意味があったが、こうした要素が取り除かれるようになると、修学旅行という名称が用いられるようになった。

1900年には小学校令思考規則より成績優秀者による学習発表会が撤廃され、大正時代になると新教育運動の影響を受け、劇での表現、創作活動、音楽活動が重視されるようになった。学芸会の始まりについては磯島秀樹「特別活動のあり方についての一考察」(2014)によれば以下の通りである。

学芸会の始まりは、明治初期に重視された試験での優秀者による講談、講述問答だとされる。しかし、1900(明治33)年に小学校令施行規則で試験が全廃されたことにより、上記に代わっておこなわれうようになったのが学芸会である。学芸会の名称は、1903(明治36)年頃から使われ始めたといわれ、それが大正期に入り、自由教育論、芸術教育論等の新教育論に影響されてさらに盛んに各地で行われるようになり、学校行事の中心的な活動の一つとして定着するようになっていった。⁽¹⁾

しかし、こうした動きは教育課程の中で実践されたものではなく、各学校によるものであった。

戦後になると教育内容と共に教育課程は変る。1951年の学習指導要領

の改訂により、教科外の活動が新設された。文部省『学習指導要領 一般編(試案)』(1951改訂版)によれば次の通りである。

(iv) 特別教育活動の計画

ホーム・ルーム・生徒会・生徒集会・クラブ活動のような教育的に有効な活動についても、あるものは毎週一定の時間に行い、あるものは、特定の時期に行うなど、その地域の事情や生徒の必要に応じて適切な年間計画をたてる必要がある。また、これらの活動と教科の学習との連関、結合についても適切な考慮が払われるべきである。⁽²⁾

戦後における特別活動の名称の変遷 (中学校・高等学校)

	学習指導要領等	中学校	高等学校
1948	学習指導要領 (試案)		自由研究
1949	中・高等学校への通達	特別教育活動	特別教育活動
1951	第1次改訂 (試案)	特別教育活動	特別教育活動
1955	第2次改訂 (高)		特別教育活動
1958	第2次改訂 (小・中)	特別教育活動	
1960	第3次改訂 (高)		特別教育活動
1969	第3次改訂 (中)	特別活動	
1970	第4次改訂 (高)		各教科以外の教育活動
1977	第4次改訂 (小・中)	特別活動	
1978	第5次改訂 (高)		特別活動
1989	第5次(小中)、第6次改訂(高)	特別活動	特別活動
1998	第6次改訂 (小中)	特別活動	
1999	第7次改訂 (高)		特別活動
2008	第7次改訂 (小中)	特別活動	
2009	第8次改訂 (高)		特別活動

磯島秀樹「特別活動のあり方についての一考察」(2014)によれば、特別活動の前身である「自由研究」を要約すると以下の通りである。

要約すると「自由研究」は、「児童や青年の自発的な活動のなされる余裕の時間として、個性の伸長に資し、教科の時間内では伸ばしがたい活動のために、教師や学校長の考えによって、この時間を用いたい」がために設定された教科であったといえる。また、「自由研究」を内容面から見ると、①他の教科の発展としての自由な学習、②クラブ組織による同好的な活動、③当番や学級委員など自治的活動に分けられる。

(3)

磯島も指摘しているが、戦後教育の大きな特徴は、②クラブ組織による同好的な活動、③当番や学級委員など自治的活動が教科の内容に組み入れられたことである。上記の変遷表から見ても1970年の改訂により、特別教育活動から各教科以外の教育活動に変わり、その後、特別活動となたことも大きな起点であろう。なお、現在の『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』(2009)によれば、改善の具体的事項は以下の通りである。

特別活動

- (7) ホームルーム活動については、①ホームルームや学校の生活づくり、②適応と成長及び健康安全、③学業と進路の三つの内容から構成することとする。その際、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、社会的自立を主体的に進める観点から、集団や社会の一員として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、人間形成や将来設計といった人間としての在り方生き方の自覚などにかかわる事項に重

点を置き、内容を整理する。

また、学校生活への適応や社会的自立の重要性に鑑み、ガイダンスの充実を図る。

- (イ) 生徒会活動については、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視するとともに、さらに、地域の大人や社会とのかかわりを深める社会貢献活動を重視する観点から、具体的な内容を示す。
- (ウ) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、社会的自立や社会貢献を念頭に置いた体験活動、実社会の中で共に生きること働くことの意義と尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承、創造に寄与する視点をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、奉仕体験、就業体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。⁽⁴⁾

特別活動の目標では「社会と個」の関係がより密接に取り上げられるようになった。「望ましい人間関係を形成」することに重きが置かれていることから明らかである。

3 集団活動と教育的意義

特別活動の目標は『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』（2009）によれば以下の通りである。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。⁽⁵⁾

特別活動は「まず第一に、集団活動を特質とすること」⁽⁶⁾であり、これにより「社会の一員としての自覚と責任ある態度」⁽⁷⁾を養うことになる。この際の指導の注意としては以下が取り上げられている。

特活動の指導に当たっては、これらの教育的意義を理解して効果的な計画を立て、望ましい集団活動や体験的な活動が展開されるようにすることが大切である。少子化が進み、地域社会での日常的な青少年の集団活動の機会が少なくなり、人間関係の希薄化が問題になっている今日、こうした特色を生かすとともに、地域の人々との交流も視野に入れた、特別活動の充実が望まれる。⁽⁸⁾

集団活動の大きな目的は人間関係を築くことにある。「少子化が進み」とあるが、これ以上に SNS の影響は大きいと筆者は考えている。SNS に大きく依存する時代だけに、特に対面により人間関係を築く機会は以前よりもその果たす役割は大きい。

また、総合的な学習の時間の目標は『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(2009)によれば以下の通りである。

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。⁽⁹⁾

ここでは集団活動という用語は見られないが、「協同的に取り組む態度」とは個人で問題解決を行うのではなく、2人以上、あるいは集団活動を通して学習することが想定されているということだ。

(4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること問題の解決や探究活動では、生徒が、身近な人々や社会、自然に興味・関心を持ち、それらに意欲的にかかわろうとする主体的、創造的な態度が欠かせない。今回の改訂で協同的に取り組む態度が加わったのは、答申で、これからの社会においては、「自己との対話を重ねつつ、他者や社会、自然や環境と共に生きる、積極的な「開かれた個」であることが求められる」と指摘されたように、他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要とされるからである。そのために、お互いに考えや意見を出し合い、見通しや計画を確かめ合い、他者の考えを受け入れながら、問題の解決や探究活動を協同して行う学習経験の積み重ねが大切になる。⁽¹⁰⁾

さらに、総合的な学習の時間の指導の点で特別活動との連携について次のように指摘されている。

特別活動との関連においては、特にホームルーム活動及び学校行事との関連を考慮することが大切である。特別活動の第2〔ホームルーム活動〕の2の(3)ア「学ぶことと働くことの意義の理解」、エ「進路適性の理解と進路情報の活用」、オ「望ましい勤労観・職業観の確立」、カ「主体的な進路の選択決定と将来設計」や、〔学校行事〕の2の(2)「文化的行事」、(4)「旅行・集団宿泊的行事」、(5)「勤労生産・奉仕的行事」との関連は、特に留意すべきである。

なお、各教科・科目及び特別活動と総合的な学習の時間は、それぞれ固有の目標と内容をもっている。それぞれが役割を十分に果たし、その目標をよりよく実現することで、教育課程は全体として適切に機能することになる。互いの違いを十分に理解した上で、各教科・科目及

び特別活動と関連を図ることが求められる。⁽¹¹⁾

趣旨を踏まえれば、総合的な学習の時間は特別活動の代替とすることができる。共通する目標は人間関係の構築である。

4 校外活動

特別活動は「社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成」、「旅行・集団宿泊の行事」等、校外活動が伴う総合的な学習時間においても横断的・総合的・探求的な学習を進めるため、学校内の学習だけではとどまらない内容である。

『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』(2009)によれば次の様な指摘がある。

学校行事は、家庭や地域の人々の参加や協力を得るなど、お互いの連携や交流を深め、開かれた学校づくりを進めていく上で、重要な役割を果たしている。また、地域の幅広い教育力を活用して行う様々な学校行事は、生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深める上で極めて重要である。そこで、指導計画の作成に当たっては、家庭や地域の人々との連携を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化、伝統を生かしたり、社会教育施設等を活用したりする活動が展開できるよう工夫することが大切である。⁽¹²⁾

『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(2009)によれば次の様な指摘がある。

総合的な学習の時間を効果的に実践するには、保護者や地域の人、研

研究者や専門家などの多様な人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の施設・設備など、様々な教育資源を活用することが大切である。

(13)

両解説の通り、保護者、地域、社会教育施設等の活用が謳われている。教科書と言う活字で学べないところを体験型の学習により学ぶこととなる。特別活動並びに総合的な学習の時間では体験型の学習は大きな意義がある。では、この校外活動ではどのようなことに注意すべきだろうか。

1 事前指導

校外活動ではまず活動の指導計画として学習内容に伴う事前の準備が必要である。これ以外に社会的なマナー、道徳は特に求められるところである。活動場所までの移動、活動場所での生徒の行動は特に重要である。特別活動では特に道徳について言及されているが、総合的な学習の時間では特に言及されていないが、校外活動では当然のことながら必要な内容である。

2 地域の人等との交流、社会教育施設等の利用でのマナー

特別活動にしろ総合的な学習の時間にしろ、校外活動は生徒にとった「社会と個」の問題に直面することになる。ここではやはり道徳は重要な位置を占めるだろう。梶田叡一『『生きる力』と『確かな学力』』(2010)では次のようにも指摘されている。

…、「道徳教育の充実」もうたわれているが、これもまた<生きる力>をはぐくむ上で不可欠のポイントである。道徳は、社会との関係、他者との関係、自己との関係の3者を含む価値と規範の意識にかかわるものであるが、これは<我々の世界>を生きる上においても<我的世界>を生きる上においても必須のものである。⁽¹⁴⁾

また特別活動と道徳教育との関連について『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』（2009）では次のように指摘されている。

特別活動は、望ましい集団活動の育成を通して、個人的、社会的な資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育て、併せて人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとしているので、生徒が現在及び将来に向かって当面する諸課題へ具体的に取り組むことについて、その主体的な活動を助長することを通して道徳教育の展開が行われることになる。

また、道徳的心情、道徳的判断力及び道徳的实践意欲・態度などからなる道徳性を養うことという道徳教育の目標は、特別活動における集団としての自主的、実践的な活動についての指導を通じて達成されることが多く、道徳教育との関連を大切にしたい指導を行う必要がある。

(15)

校外学習の中でもボランティア（奉仕）活動、インターンシップ（就業体験）などはその最たるものだ。校外学習の場合にはいわゆる教師が指導以上に活動先、体験学習先の指導者による場合が想定される。もちろん、教師は校外学習前に事前の指導計画を立案し、活動先、体験学習先の指導との打ち合わせなどによりその内容の確認を行うことになる。

校外活動で期待される効果として、生徒の保護者との会話である。教育基本法（家庭教育）第十条には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあり、2「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなけれ

ばならない」とある。政府の進める働き方改革⁽¹⁶⁾によって共働きの家庭も増えることが想定されており、生徒が就業体験によって、保護者との会話等によって、保護者の新しい一面を理解する機会ともなろう。

エピローグ

特別活動や総合的な学習の時間では「確かな学力」よりは「生きる力」に注目し、『高等学校学習指導要領解説 総則編』（2009）に注目してみたい。

「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」については、生徒を取り巻く生活環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少している状況を踏まえ、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を強めることを趣旨として示されてきたものである。今回の改訂においても、この基本的な趣旨を変えるものではなく、体験的な学習の指導がより具体性をもって、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれにおいて更に充実するよう、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を進めると示したものである。このような体験的な学習は、高等学校段階の生徒にとって、自分と社会のかかわりに対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

(17)

「自分と社会のかかわり」は特に集団活動を通して学ぶことで培われていく。現在、特別活動は「ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事」に大別され、この枠組みの中で体験的な学習として就業やボランティアにかかわる体験的な学習を行っているが、将来的には学校内の「特別活

動」と校外の「特別活動」は別の枠組みで行うことが望ましいのではないかと思える程、その重要性が高まっている。

注

- (1) 磯島秀樹「特別活動のあり方についての一考察」(『プール学院大学研究紀要』第55巻、プール学院大学、2014年12月)、p.156.
- (2) 文部省『学習指導要領 一般編(試案)』(1951改訂版)
http://www.nier.go.jp/yoshioka/cofs_new/s26ej/chap3.htm(2017年8月13日アクセス)
- (3) 磯島秀樹「特別活動のあり方についての一考察」、p.159.
- (4) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』(文部科学省、2009年7月)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/29/1282000_20.pdf(2017年8月13日アクセス)、p.3.
- (5) Ibid., p.5.
- (6) Ibid., 12.
- (7) Ditto.
- (8) Ibid., pp.12-13.
- (9) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(文部科学省、2009年7月)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/01/29/1282000_19.pdf(2017年8月13日アクセス)、p.9.
- (10) Ibid., p.12.
- (11) Ibid., pp.56-57.
- (12) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』、p.63.

- (13) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』、
p.57.
- (14) 梶田叡一『『生きる力』と『確かな学力』』（梶田叡一・加藤明監修
『改訂実践教育評価事典』文溪堂、2010年8月）、p.195.
- (15) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』、p.82.
- (16) 「一億総活躍社会の実現」
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>(2017年
8月31日アクセス)
- (17) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 総則編』（文部科学省、
2009年7月）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1282000_01.pdf#search=%27%E9%A%B%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%E8%A7%A3%E8%AA%AC+%E7%B7%8F%E5%89%87%E7%B7%A8%27(2017年8月15日アクセス)、p.26

【キーワード】 集団活動、特別活動、総合的な学習の時間、校外活動、
社会教育